

議員提出議案第5号

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年5月11日提出

湯河原町議会議長 室 伏 重 孝 様

提出者	湯河原町議会議員	高橋延幸
賛成者	同	山本俊明
	同	室伏友三
	同	露木寿雄
	同	長谷川俊子
	同	原田洋
	同	丸山孝夫

(提案理由)

平成23年度及び平成24年度における期末手当の額を10パーセント減じる措置を既に講じましたが、本年3月11日に発生した東日本大震災により、本町の基幹をなす観光産業が深刻な影響を受けていることから、平成23年度の期末手当の額を更に10パーセント減じ、合計20パーセントを減じる措置を講ずるため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年湯河原町条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第7項を次のように改める。

（平成23年度及び平成24年度における期末手当の特例）

- 7 第5条第2項の規定にかかわらず、平成23年6月及び同年12月に支給する期末手当の額はその100分の20に相当する額を、平成24年6月及び同年12月に支給する期末手当の額はその100分の10に相当する額を、同項の規定による額からそれぞれ減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。